平成２１年（フ）第１６７号
秋田市新屋南浜町２番11号　秋田土建社宅Ａ―201
破産者　小松　俊介（旧姓小野）
１　決定年月日　平成21年８月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８３号
秋田市寺内児桜１丁目１番６号
破産者　田村　市子
１　決定年月日　平成21年８月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第１３４号
石川県加賀市片山津町オ45番地の１
破産者　鈴木　和徳
１　決定年月日　平成21年８月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２０年（フ）第２４０号
滋賀県甲賀市水口町山3983―32、住民票上の住所滋賀県東近江市上南町430番地
破産者　坂本　末治
１　決定年月日　平成21年８月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第１０６４号
広島県廿日市市宮内1286番地１
破産者　橘　　克明
１　決定年月日　平成21年８月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１８９２号
広島市安佐北区三入南２丁目29番54―５号
破産者　冨岡　信芳
１　決定年月日　平成21年８月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３４７号
埼玉県本庄市緑１丁目12番５号、破産手続開始時の住所埼玉県本庄市東台５丁目１番２号
破産者　張　　柱永
１　決定年月日　平成21年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第９１号
埼玉県児玉郡神川町大字関口37番地７
破産者　木村　　治
１　決定年月日　平成21年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２０年（フ）第２９０２号
横浜市中区若葉町３丁目45番地、住民票上の住所横浜市港南区野庭町610番地　野庭団地２棟233号
破産者　山崎　　修
１　決定年月日　平成21年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４８５号
兵庫県明石市大久保町江井島545―１
破産者　平　　助三
１　決定年月日　平成21年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１１７号
兵庫県明石市樽屋町６―18―402
破産者　長谷　豊彦
１　決定年月日　平成21年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１３１号
兵庫県明石市硯町３丁目３―14―506
破産者　前川　栄一
１　決定年月日　平成21年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
兵庫県明石市魚住町錦が丘４丁目１―12―３Ｃ
破産者　丸井　元保
１　決定年月日　平成21年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第１９１号
香川県高松市六条町112番地１
破産者　藤本　昌司
１　決定年月日　平成21年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１３号
熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕1710番地
破産者　北里栄之助
１　決定年月日　平成21年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

免責許可決定

平成２１年（フ）第３９３号
千葉市若葉区若松台３丁目40番17号
破産者　田所　滋巳
１　決定年月日　平成21年７月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２５号
さいたま市浦和区仲町３丁目２番24号朝日ビル603、開始決定時の住所山形県酒田市豊里字大割８番地の32
破産者　牧野　　悟
１　決定年月日　平成21年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第２６号
さいたま市浦和区仲町３丁目２番24号朝日ビル603、開始決定時の住所山形県酒田市豊里字大割８番地の32
破産者　牧野　治子
１　決定年月日　平成21年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第２２９号
茨城県那珂郡東海村大字舟石川576番地43三正マンション208
破産者　齋藤　　彰
１　決定年月日　平成21年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２７０号
水戸市元吉田町629番地の４　フォーライフ元吉田201号
破産者　加藤　和子
１　決定年月日　平成21年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７７号
茨城県日立市東成沢町３丁目18番Ｄ―302号
破産者　昆　美津子
１　決定年月日　平成21年８月４日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部